

第1回協議会に提出された地域課題のヒアリングの中間報告等について

○前々回協議会において、東部四町及び西部圏域から提出された地域課題について、座長と事務局でヒアリングを行った。(東部四町 12/27、西部 12/28)

○過去の経緯などから圏域によって、取組み、体制等に差が生じている状況にある。各圏域の自立支援協議会や県の地域自立支援協議会との連携は不可欠であるため、各協議会との連絡会を開催し、「横展開」を図りたい。

1 東部四町の取組み状況

昨年度までは会議が活発でなかった、継続した取組みとなっていなかった反省を踏まえ、課題を①「障がい理解」②「医療的ケアが必要な障がい児者の支援体制」③「災害対応」④「移動手段」について4点に絞り、実施。(現在のところ専門部会は設置されていない。)

→別添資料のとおり

2 西部の取組み状況

・西部における医療的ケアを要する障がい児者について

医療型ショートステイ(県事業)の事業に関する受け止め、事業のコーディネートの問題等

・強度行動障がい者支援について

強度行動は各事業所などに行ったアンケートの結果を出す必要があるのではないかと。東中西部でのサービスの提供体制に格差があり、これに関しても地域差のある課題であるため、クロス集計などの必要もあるのではないかと。

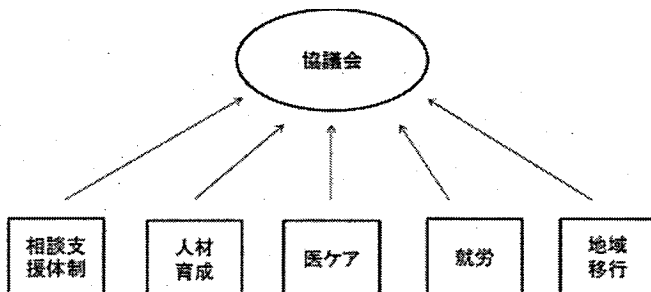
・就労継続支援事業所(AとB)の課題について

(A)この4月から基準等が厳しくなり、他県でも廃止が続いている。事業所が廃止されれば、利用者が解雇され、不利益を被ることになる。県としてどのようにこの課題に向き合っていくか。

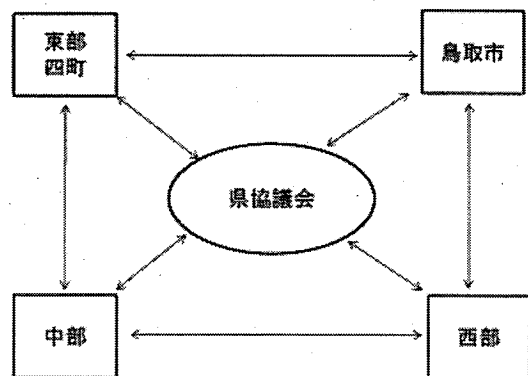
(B)利用状況のアンケートを協議会で各事業所を対象に行ったところ、定員を満たしていない事業所がいくつかある状況。明らかに事業所数が多いということ。

● 県地域自立支援協議会の今後のあり方イメージ

【県自立協と専門部会の関係】



【県の自立協と圏域自立協の関係】



医療的ケアを必要とする障がい児の通学支援について

【経過】

- 平成28年3月 東部四町協議会でのグループワークで問題提起される
- 7月 在宅重症心身障がい児の通学における課題検討会
(鳥取養護学校、鳥取療育園から報告を受け、現状把握)
- 12月 鳥取市相談支援部会で圏域課題として報告
- 平成29年2月 医療的ケアを必要とする児童生徒の通学支援検討会(八頭町)
- 4月 東部四町における地域課題について協議のあり方を再編し、医療的ケア児の支援体制について協議の場を設けることとした。

※課題について継続協議される場がなく、そのままとなっていた現状を掘り起こした。四町会議の場で協議された内容がそのまま反映されにくく、各町に持ち帰って再度協議される必要もあり、具体的な進展が見られなかったと思われる。そのため掘り起こした地域課題を整理し、テーマを絞って各町でその課題解決に向けた取組みを行うこととした。

【現状】

現段階で具体的な活動はないものの、障害児福祉計画と連動しながら進めていくこととしている。福祉・医療・教育機関との協議の場を設けることとし、現状でできることを検討していく。

【課題】

- 実態の把握(保護者、事業者へのアンケート等)
 - ・利用希望者、サービス提供可能事業者数とその条件等
- 送迎車両の確保
 - ・通学バス ……ルート送迎を行う中で安全面の確保や他の児童への影響を考慮すると困難
 - ・介護タクシー……費用負担が大きいのではないか
 - ・福祉有償運送……対象児童の送迎可能な車両を保有している事業所の確認
- 看護師の確保
 - ・訪問看護ステーションの活用
 - ・サービス提供事業所に配置される看護師への人件費補助
- 安全面の確保
 - ・緊急時の対応方法について
- その他
 - ・学校送迎(通所を含む)に対応した社会資源の開発

【現状の県教育委員会による支援体制】

養護学校へ通う学齢障がい児童の通学支援に関する鳥取県の事業として以下の事業があります。

①通学バスによる支援

県東部では鳥取養護学校、白兔養護学校で、鳥取大学附属特別支援学校は自力通学もしくは保護者送迎。医療的ケアを必要としない児童生徒。

②通学支援員制度

通学距離が概ね30 km以上で、介助があれば公共交通機関を利用して通学できる児童生徒。

③自立支援員制度

検討委員会(各学校に設置)で1か月支援すれば自力通学が可能と見込まれる児童生徒。

④市町村等への通学支援交付金

上記①～③の通学支援制度の利用対象とならなかった児童生徒(医療的ケアが必要な児童生徒を含む。※平成25年に助成制度の見直しで対象とされた。)。市町村、NPO法人等が行う通学支援事業に対する助成。

⑤公共交通機関を利用して自力通学、もしくは保護者送迎の場合は就学奨励費支給。

※その他地域生活支援事業の移動支援の活用も考えられる。

【今後に向けて】

県に設置される「医療的ケアを要する障がい児者支援部会」の協議の進捗状況に応じて各事業所へ情報提供を行いつつ、資源開発を行っていく。

【智頭町】

災害対応

○取組の背景

度重なる災害の発生

- ・平成28年10月21日（金）
鳥取県中部地震（M6.6）
- ・平成29年1月24日（火）
豪雪による交通アクセス遮断
- ・平成29年5月31日（水）
土砂崩れによる国道53号線の通行止め



【課題】

- ①障がいのある方の災害時対応が明確でない。
- ②災害時支援について地域支援者との情報共有が図れていない。

○現行の災害時支援

【要支援者台帳】

- ・担当地区民生委員が支援が必要と思われる方を台帳に記載し、有事の際に使用する

【災害時要援護者台帳】

- ・在宅で生活する方で、本人が申請する場合台帳に登録。情報は地域支援者に共有され、災害時における避難情報の提供、避難誘導、救出活動、安否確認などを目的とする

【避難行動要支援者名簿】

災対法に基づき、手帳等級・要介護度に応じて、対象となる方を台帳に記載する。今後は具体的な個別プランを整備する

【支え愛事業】

集落ごとに防災福祉マップを作成し、災害時の避難場所、支援体制などを確認し、マップを作成する

○意見交換会（12月15日）

民生児童委員・サービス事業所・障がい者相談員との意見交換会を実施。

- ・災害時における個人情報の取扱いについて
- ・災害時に必要な情報（台帳）の内容及び対応について
- ・社会資源（相談支援事業所・地域支援者）と繋がりのない方の支援について
- ・意見交換を踏まえて具体的な検討の場の設置について